

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社岩村組
法人番号 : 1110001012486
業者の住所 : 新潟県新発田市大手町4-3-21
- 2 指名停止の期間 : (当初)
①令和5年12月27日～令和6年3月26日(3か月)
②令和5年12月27日～令和6年2月26日(2か月)
(変更後)
①令和5年12月27日～令和6年4月26日(4か月)
②令和5年12月27日～令和6年2月26日(2か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : ①北陸地区
②北海道地区、東北地区、関東甲信地区、中部地区、
近畿地区、中国地区、四国地区、九州沖縄地区

4 事実概要

当該事業者の元常務取締役及び元顧問は、新潟県新発田地域振興局発注の「松浦地区区画整理第33次工事」の入札を巡り、公正な入札を妨害したとして、令和5年9月20日、公契約関係競売入札妨害容疑で新潟県警に逮捕され、また、元顧問は同振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関しても、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、同容疑で再逮捕されたことから指名停止を行ったところ、その後の公判において、元顧問は上記両工事の入札談合に中心的な役割をもって関与していたことが明らかとなった。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第8号(下記参照)に該当するほか、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)第3項第5号を適用し、指名停止の期間を変更するものである。

参考「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」第3条(抜粋)

(指名停止期間の特例)

- 5 理事長は、指名停止の期間中の資格確認者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4条に定める期間等の範囲内で指名停止の期間等を変更することができる。この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止の期間が満了しているときは、当初の指名停

止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においては発生地区に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 発生地区を対象として2か月以上12か月以内 発生外地区を対象として1か月以上12か月以内
9～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)